

図1 我が国の大学院制度の変遷

年	大学院制度
明治19年	帝国大学令 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院の目的 「……大学院ハ學術ヲ進歩シ……」</p> </div>
大正7年	大学令 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院の概念 「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ……大学院ヲ設クルコトヲ得」</p> </div>
昭和22年	学校教育法の制定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院の概念 従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入</p> </div>
昭和49年	①大学院設置基準の制定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等を制度化</p> </div> <p>②学位規則の改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化</p> </div> </p>
昭和51年	学校教育法の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①大学院大学の制度化 ②大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 →博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定し独立研究科、独立専攻に関わる法令を整備</p> </div>
昭和60年	複数学部を基礎とした学際的・総合的な大学院（いわゆる総合大学院）を設置（固有の教官定員と固有の施設を措置）
昭和62年	国公私立大学の大学院の設備整備を対象とした大学院最先端設備費を導入（はじめて固有の設備を整備）
平成元年	大学院設置基準の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>博士課程の目的 「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」</p> <p>「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」</p> </div>
平成11年	学校教育法の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化</p> </div> <p>大学院設置基準の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>専門大学院の制度化（修士課程の一形態） 「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」</p> </div> </p>
平成14年	学校教育法の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大学院の目的 「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培ひ、文化の進展に寄与」</p> </div> <p>専門職大学院の制度化</p>

大学院の機能強化について

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

一 大学院の変遷

我が国の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場（教育の課程）として位置付けられ、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。しかしながら、創設当初の大学院は、研究科の集合体であり、教育の場というより、学部卒業者の研究の場といった性格が強く、このことは、現在の大学院の在り方にも深く影響している。

昭和二三年に学校教育法が制定された際に、初めて教育研究組織、スクーリングを中心とする課程制大学院制度の考え方が導入され、その後種々の改善方策の提案もあったが、実態としての大学院は、規模も学部にして非常に小

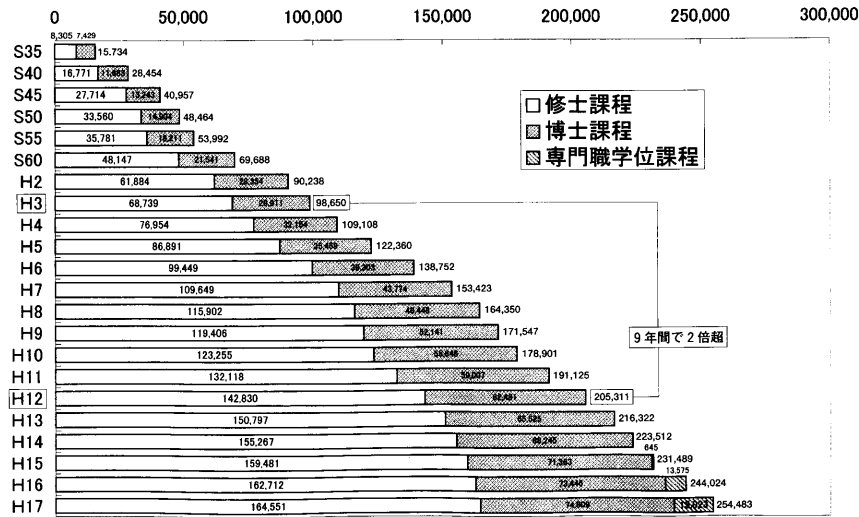
さく、専用の施設・設備、教員、サポートスタッフなどが措置されなかったこともあり、いわば学部の付け足し的な組織として位置づけられ、課程制大学院の趣旨に沿った大学院教育が行われてきたとは言いがたい状況が長く続いていた。

昭和四九年に、それまでの大学基準協会の大学院基準に代わるものとして、大学院設置基準の制定と学位規則の改正が行われた。このことにより、初めて法令において課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等が制度化されるとともに、課程の修了と学位の関係が明確になり、コースワークを基本とした課程制大学院の基本的な考え方が明確にされた（図1）。

臨時教育審議会（昭和五九年～六二年）の提言を踏まえ、昭和六二年に設置された大学審議会においては、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための

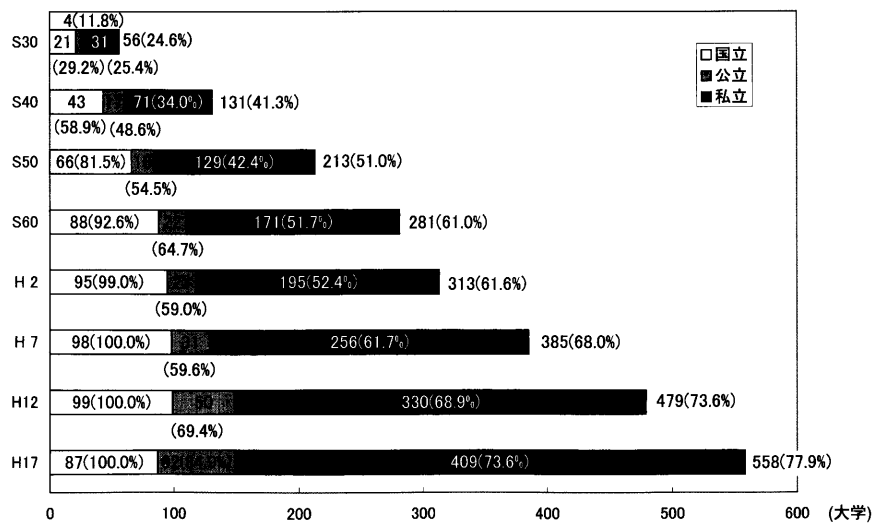
特集・新時代の大学院教育

図 2-2 大学院学生数の推移



※在学者数 (出典：学校基本調査)
 「修士課程」：修士課程、区分制博士課程（前期2年課程）及び5年一貫制博士課程（1、2年次）
 「博士課程」：区分制博士課程（後期3年課程）、医歯獣医学の博士課程及び5年一貫制博士課程（3～5年次）
 通信教育を行う課程を除く

図 3 国公立大学のうち大学院を置く大学数及び比率



特集・新時代の大学院教育

具体的方策について」との諮問を受け、大学院についても様々な提言を行ってきた。
 平成三年には、「大学院の量的整備について」の答申がなされ、このなかで、在学者数の増加傾向、大学院修了者に対する需要動向、社会人のリカレント教育に対する需要動向、留学生の受入れ動向などを踏まえれば、一〇年間（平成一二年まで）に、大学院学生数は、全体として少なくとも当時の規模の二倍程度に拡大することが必要であると提言された。これを踏まえ、国立大学を中心に積極的な大学院の新設改組等が行われ、また、大規模な大学を中心に学部ではなく大学院を組織編制の中核とする重点的な整備が行われた。その結果、大学院在学者数は平成三年の九・九万人から二〇・五万人（平成一二年）へと、一〇年間で二倍を超える規模へと拡大された（図2）。大学院を設置する大学の数も昭和三〇年の五六校から、現在ではその約一〇倍の五五八校となっており、国公立大学を問わず、大学院の量的規模は着実に拡大してきたことが分かる（図3）。
 大学院制度の弾力化についても年々整備が進み、学部を持たずに大学院のみを置く大学院大学の制度化や、夜間大学院、昼夜開講制、通信制大学院、長期在学コースの導入など、社会の多様なニーズに応じた種々の改革が進められてきている（図4）。

図 2-1 人口千人当たりの大学院学生数の国際比較

区分	アメリカ合衆国	イギリス	フランス	日本	
人口比	1991年（平成3年）	3.54人 (7.61)	1.28人 (2.20)	3.19人 (6.76)	0.80人 [1.00]
	2000年（平成12年）	3.86 (7.66)	2.72 (6.76)	3.70 (7.66)	1.62 [1.80]
大学院学生数	1991年（平成3年）	893,917人 (1,919,666)	74,000人 (127,000)	181,570人 (218,660)	98,650人 [124,654]
	2000年（平成12年）	1,086,674 (2,156,896)	162,600 (404,200)	218,660 (258,660)	205,311 [229,072]
全人口	1991年（平成3年）	252,177千人	57,801千人	56,893千人	124,043千人
	2000年（平成12年）	281,422	59,756	59,035	126,926

(注) アメリカ合衆国：学部学生数は、学士号取得課程在学者数及び非学位取得課程在学者数の合計であり、第1職業専門学位取得課程在学者は大学院学生数に含まれる。
 () 内はパートタイム学生を含めた数値である。
 イギリス：連合王国。学部学生数は、第一学位（学士相当）のみの数値である。
 () 内はパートタイム学生を含めた数値である。
 フランス：国立大学の「学部」（第1・2期課程）及び「大学院」（第3期課程）の在学者。技術短期大学部（2年）の在学者は含まない。
 日本：大学院学生数は、修士・博士課程の学生数の合計である。なお、学部学生数には、短期大学、通信制、放送大学在学者は含まれていない。
 [] は、医歯獣医学分野の学部学生数（5・6年次のみ）を大学院学生数に含めた際の数値である。

(出典：教育指標の国際比較)

図4 近年の主な大学院改革の進捗状況

○大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の増加		(昭和63年→平成17年)
・大学院大学	学部を置くことなく大学院のみを置く大学	1大学→14大学
・通信制大学院(制度創設:平成10年)	印刷教材や放送授業等により通信教育を行う大学院	0→18大学24研究科
・夜間大学院	社会人の通学上の利便性から、主に夜間において教育を行う大学院	2大学2研究科→25大学31研究科
・連携大学院(制度創設:平成元年)	民間の研究所等が参画して大学院教育を展開する大学院	0→105大学206研究科(平成16年)
・専門職大学院(制度創設:平成15年)	法曹、経営学修士(MBA)、技術経営(MOT)など特定分野の高度専門職業人養成に特化した大学院	0→93大学122専攻 など
○大学院学生数の増加		87,476人(昭和63年)→254,483人(平成17年)
○入学資格や修業年限等の制度の弾力化		
・学部3年次修了から大学院への入学資格を認める(制度創設:平成元年)	大学の学部3年次を修了後大学院に入学した者	170人38大学(平成15年)
・優秀な学生は最短1年で修士の学位を取得可能(制度創設:平成元年)	修士課程短期修了者	384人49大学(平成15年)
・大学院修士課程(専門職学位課程)における長期在学コース等の導入(制度創設:平成11年)	長期在学コース	26大学院31研究科、短期在学コース 35大学院39研究科(平成16年度)
・本校の所在地以外の地域で授業や研究指導の一部を行うことが可能(平成3年)	サテライト教室	27大学32研究科(平成10年)→77大学109研究科(平成16年) など
○教育研究機能の強化		
・自己点検・評価システムの導入(制度創設:平成3年)	自己点検・評価を実施した大学	583大学(約83%)(平成11~15年)
・一定規模以上の学生を擁する大学院には大学院専任の教員等を備える(制度創設:平成11年)	大学院所属の教員(助手を含む)	609人(平成元年)→26,218人(平成16年)
・研究科以外の教育研究上の基本組織の制度化(制度創設:平成11年)	研究科以外の組織を置く大学	14大学41教育部等/35研究部等(平成17年)
・大学院におけるインターンシップ	インターンシップを実施した研究科	28研究科(平成10年)→99研究科(平成14年) など

近年においても、国立大学・公立大学の法人化、専門職大学院制度の創設、認証評価制度の導入など、大学院を含めた大学制度の根幹にも関わる改革が次々に実施されているほか、財政的な支援についても「二世紀COEプログラム」や「特色ある大学教育プログラム」など、第三者の審査・評価に基づき国公立大学を問わず資金が配分される制度が創設されてきており、これまでと大きく「研究」が中心になりがちであった大学において、「教育」を対象とした取組が進められつつある。

二 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」について

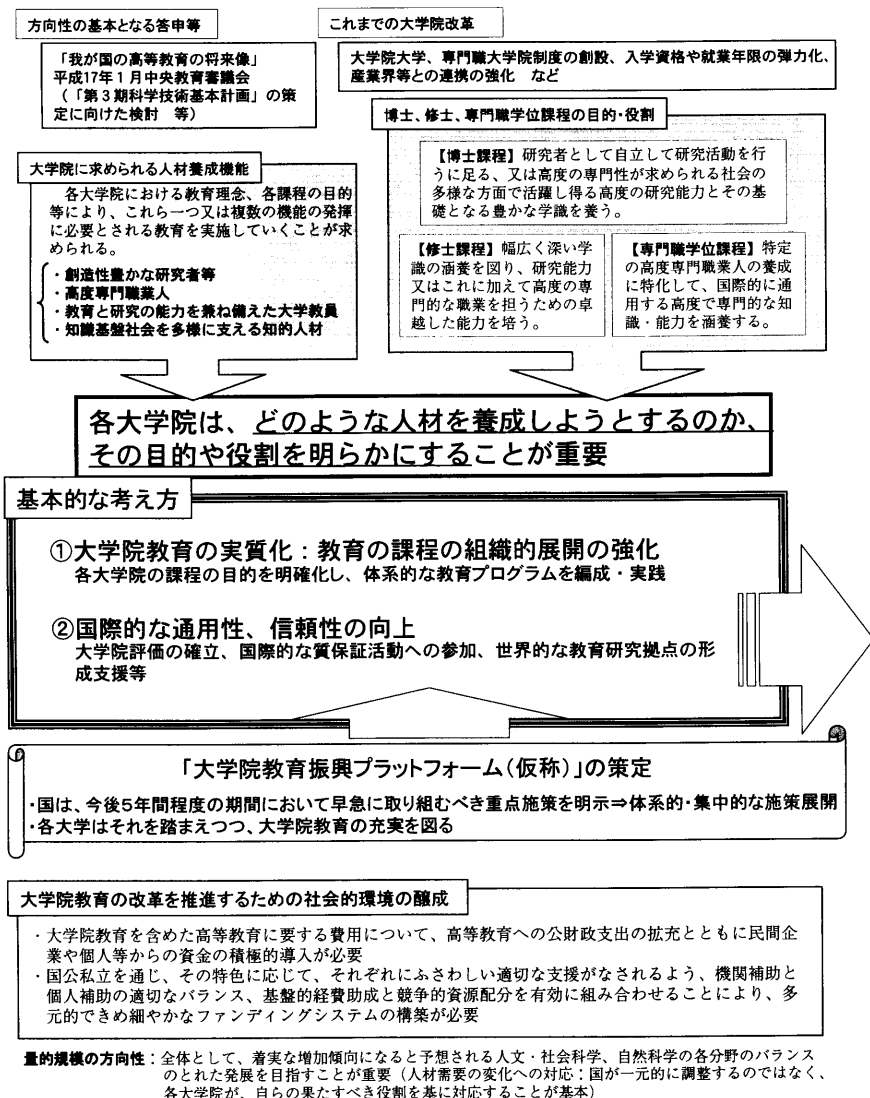
先に述べたとおり、大学院改革については、これまで制度の整備や量的な充実などに重点が置かれてきたが、我が国が今後とも国際社会のリーダーの一員となり、持続的な発展を続けていくためには、大学院教育の抜本的な充実を図り、国際的にも魅力のある大学院教育の構築を図っていく必要がある。この観点から、中央教育審議会大学分科会大学院部会において、平成一五年一二月から「大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)」に目的を絞った審議を行い、本年九月に答申「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」(以下、「答

申」という。)がなされた(図5)。

答申においては、①大学院教育の実質化と②国際的な通用性、信頼性の向上、を大きな柱として、大学院に求められる人材養成機能や博士、修士、専門職学位課程の各課程ごとの目的・役割について整理を行ったほか、魅力ある大学院教育を展開していくための様々な具体的な方策が提言されている。また、大学院教育の多様な発展を図るため、「各大学院におけるそれぞれの課程の目的に即した多様な形での教育研究体制の構築や教育研究活動の組織的展開(実質化)を行う意欲的かつ優れた取組への重点的支援を行うとともに、それらの事例を広く社会に情報提供し、大学院教育の改善に供する事業を推進していくことが必要」とも指摘されており、これを受け、後述する「魅力ある大学院教育」イニシアティブをタイムリーに事業化させた。

本答申においては、国に対し、今後五年度程度の期間における大学院教育の改革の方向性、展開方策等について、早急に取り組むべき重点施策を「大学院教育振興プラットフォームフォーム(仮称)」として明示し、それに基づいた施策展開を行っていくことも求められている。文部科学省では、平成一七年度内を目標に「大学院教育振興プラットフォーム(仮称)」を策定し、地域社会や産業界等の理解も得つつ、大学院教育の充実・強化に努めていくこととしている(図6)。

図5 新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて——
中央教育審議会答申（平成17年9月5日）の概要



① 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）

- (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立
- ① コースワークの充実・強化**
◎学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図っていくことが重要。特に、博士課程においては、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階がつながりをもつ体系的な教育の課程の編成が重要。
 - 大学院の課程の単位の考え方の明確化
 - 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し
 - 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制、ジョイントディグリー）
 - 博士課程の短期在学コースの創設の検討
 - 各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進
 - ② 円滑な博士の学位授与の促進**
◎課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進。
 - 教員の意識改革の促進、教育のプロセスの明確化と適切な教育・研究指導
 - 学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善などによる学位水準の確保
 - 現行の「論文博士」の在り方の検討
 - ③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策**
 - 課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(FD)
 - 成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定、教員の教育研究活動の評価
- (2) 産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化
- ◎産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング、地域連携活動の推進と地域の発展への貢献、博士課程修了者等の多様なキャリアパスの開拓
- 産学協同教育プログラム、単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施
 - 各大学院による学生のキャリアパス形成に関する指導、研究市場への積極的なアピール
 - 企業等による博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用
- (3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大
- ① 学生**
◎博士課程(後期)に在学者等を対象とした学修上の支援策の充実、学生の流動性の拡大、社会人の大学院教育へのアクセスの拡大
 - 特別研究員事業、及びTA・RA等としても活用できる競争的研究資金の拡充
 - 学生への経済的支援制度の審査等の早期化
 - 大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供、リカレント教育の実施
 - 社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援
 - ② 若手教員**
◎教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進、流動性の拡大
 - 若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備
 - 各大学院、企業等による研究者の流動性拡大に関する取組の実施

② 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）

- (1) 大学院評価の確立による質の確保
- ◎事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を確保する大きな枠組みを確立していくことが重要であり、とりわけ事後評価については、以下の3つの仕組みにより、早期に定着、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務。
- 自己点検・評価（大学院の専門分野別自己点検・評価の促進）
 - 認証評価（将来的には、「機関別評価」（大学全体を評価）に加え、「専門分野別評価」を導入）
 - 評価団体の適正さを担保する仕組み
- (2) 国際社会における貢献と競争
- ①教育研究を通じた国際貢献・協働（国際化戦略支援、国際的な大学の質保証に関する協働への参加）
 - ②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援：ポスト「21世紀COEプログラム」の具体化

図6 大学院教育振興プラットフォーム（仮称）のイメージ（案）

- 1 今後の大学院教育の改革の方向性
各大学院における教育の実質化、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図り、また世界的な教育研究拠点の形成等により、国際的に魅力ある大学院教育の構築を進める。
具体的には、次に掲げる改革の方向性に沿った施策を実施する。
◆各課程ごとの人材養成機能（目的・役割）の明確化
◆大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）と円滑な学位授与
◆国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）
◆組織的基盤の充実と卓越した教育研究拠点の形成（世界規模での競争力の強化）
◆若手教員（研究者）等の教育研究環境の改善（キャリアパス等に対応した体系的な支援の実施）
- 2 実施期間 平成18年度から平成22年度までの5年間
※ただし、制度改正については、できるだけ早期の実現を目指す。
- 3 具体的な取組施策
(1) 大学院教育の実質化
①教育機能の抜本的充実
○課程の目的、単位の考え方の明確化
○修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し
○FDの実施
○優れた大学院教育の組織的展開・普及
○各大学院における取組状況を広く情報提供
②学生への経済的支援
○奨学金の審査の早期化
○特別研究員、TA、RA等の資金制度の活用
③若手教員（研究者）の教育研究環境の改善
○キャリアパスに応じた体系的支援
○世界水準の教育研究環境の実現 など
- (2) 国際的な通用性、信頼性の向上
①実効性ある大学院評価の取組を推進
○成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施
○専門分野別自己点検・評価の促進
○専門分野別第三者評価機関の形成・導入
○専門分野別自己点検・評価結果の整理・公表
②国際貢献・交流活動の活性化
○各大学院の国際化戦略支援 など
- (3) 産業界等と連携した人材養成機能の強化
①産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング
○産学協同教育プログラムの開発・実施
○実践的なインターンシップの実施
②産業界等と大学等の人材の流動化
○博士課程短期在学コースの創設
○大学院入学後の補完的な教育プログラム等の実施 など
- (4) 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成
○21世紀COEプログラムの充実とポスト21世紀COEプログラムの具体化
◎：主として制度改正に関する事項
○：主として取組支援に関する事項

三 「魅力ある大学院教育」イニシアティブについて

「魅力ある大学院教育」イニシアティブは、現代社会の新たなニーズに心えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な研究者養成に関する教育プログラムに対して支援を行う平成一七年度新規事業であり、各大学の大学院教育の実質化を推進することを目的としている（図7）。本事業の制度設計や公募方法等の検討を、中央教育審議会における審議と同時に並行的に進めていくことにより、この趣旨を踏まえた意欲的かつ独創的な教育プログラムの募集を行うことが可能となった。このため各大学においても、平成一七年六月に出された中間報告も含め、中央教育審議会における審議経過等についてもこれまで以上に高い関心を持っていただけたのではないかと考えている。

各大学からは、事業初年度であり、また準備期間も短かった中で一四七大学三三八件もの意欲的かつ多様な教育プログラムの申請をいただき、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会（石弘光委員長）において、四五大学九七件の優れたプログラムを選定していただいた（図8）。お忙しい中、公募から採択まで、約四か月という短期間に

もかかわらず精力的なご審査をいただいた『魅力ある大学院教育』イニシアティブ委員会「の各先生方とその事務局である日本学術振興会の方々にはこの場を借りて御礼申し上げたい。

また本事業は、採択された優れた教育プログラムを広く社会に情報提供することにより、今後の大学院教育の改善に資することも目的としており、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」といったいわゆるグッド・プラクティス（GP）型事業の特徴（①国公立を通じた競争的環境、②第三者による公正な審査、③社会への情報提供）も備えている。

図7 魅力ある大学院教育イニシアティブ公募内容

対 象	博士課程を置く専攻（研究者養成を目的とした修士課程を置く専攻も可）
公募の範囲	「人社系」「理工農系」「医療系」の3分野
期 間	2年間
審 査	「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会（独立行政法人日本学術振興会事務局をおく）による第三者評価
予 算	30億円（平成17年度）

図8 平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ申請・採択状況一覧

区 分	人 社 系				理工農系			
	申請数		採択課題数		申請数		採択課題数	
	大学数	件数	大学数	件数	大学数	件数	大学数	件数
国立大学	25	50	15	24	56	131	19	39
公立大学	8	8	0	0	4	11	1	2
私立大学	34	42	9	11	26	26	2	2
合計	67	100	24	35	86	168	22	43

区 分	医療系				合計			
	申請数		採択課題数		申請数		採択課題数	
	大学数	件数	大学数	件数	大学数	件数	大学数	件数
国立大学	31	41	14	15	64	222	30	78
公立大学	7	11	1	1	14	30	2	3
私立大学	17	18	3	3	69	86	13	16
合計	55	70	18	19	147	338	45	97

※大学数の合計は、1大学で複数分野（系）への申請があるため、各系の合計数と「合計」欄の数値は一致しない。

詳細は文部科学省HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/10/05102701.htm 参照

採択されたプログラムについては、当初の計画に沿って大学院教育の実質化に向けた歩を着実に進めていくとともに積極的な情報発信についてもご努力をお願いしたい。また、今回は採択に至らなかった各大学におかれても、様々な事例を参考にしつつ、今後も「魅力ある大学院教育」の実施に向けた取組が継続的に行われていくことを期待している。